

返戻金制度について

・返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 入社後1ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 全額 |
| (2) 入社後1ヶ月以上2ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 2／3 |
| (3) 入社後2ヶ月以上3ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 1／3 |

ただし、紹介予定派遣の場合や派遣期間を経てから直接雇用に切り替えた場合には、この返戻金制度を適用しない場合があります。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めとする場合があります。